

大阪市告示第1205号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和6年9月10日（火）	午前10時から 午後1時まで
	令和6年9月24日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年9月2日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年9月4日（水）から 同月6日（金）まで	
	令和6年9月9日（月）	
	令和6年9月11日（水）から 同月13日（金）まで	
	令和6年9月16日（月）	
	令和6年9月18日（水）から 同月20日（金）まで	
	令和6年9月23日（月）	
	令和6年9月25日（水）から 同月27日（金）まで	
	令和6年9月30日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)